

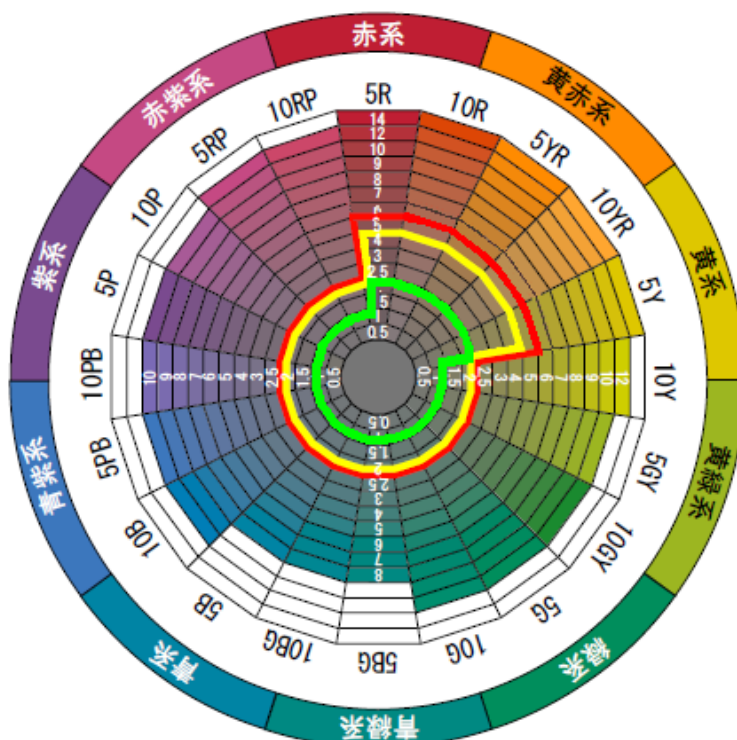
色彩基準

建築物の外壁及び屋根において、対象とする色彩は、さいたま市景観色彩ガイドラインに定める基調色、強調色及び屋根色とした上で、色彩基準は別表のとおりとする。ただし、さいたま市景観計画に定める自然素材等で仕上げる外観の部分及び建築物の各立面の面積の5%以下で窓枠、破風板及びオーニング等のアクセントに使う色はこの限りではない。

別表

部 位	対象とする色彩	色 相	明 度	彩 度
外 壁	基調色	OR ~ 5Y	4以上8以下	2以下
		その他		1以下
外 壁	強調色	OR ~ 5Y		4以下
		その他		3以下
屋 根	屋根色	OR ~ 5Y		5以下
		その他		2以下

上表の基準には無彩色（N）を含み、明度のみが適用されます。



凡例

	外壁(基調色)
	外壁(強調色)
	屋根